

与謝野町教育委員会事務局職員の懲戒処分について

与謝野町教育委員会では、次のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

1 処分内容等

被処分者	処分の内容	事案概要	処分者
教育委員会事務局 社会教育課 係長	減給 10分の1 2月	被処分者は、令和4年度に、所管事務である指定管理者への指定管理料の支払事務を遅延させ、指定管理者における支払い事務に混乱を招いた。 このことから、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づき、懲戒処分としての減給処分とするもの。	教育委員会

2 処分年月日 令和4年11月16日